

令和8年度福井県建築基準条例改正に伴う取扱いについて

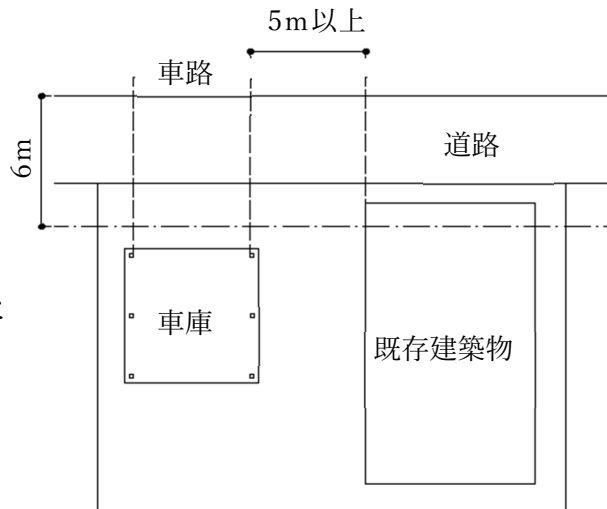
○改正概要

自動車車庫等に関する規制について、安全性を確保しつつ合理化を図るため、自動車車庫の出入り口（第9条）、前面空地（第10条）、上階を有する車庫等の構造（第11条）、他の用途部分との区画（第12条）等の規定について、所定の改正を行う。

（自動車の出入り口）

第9条

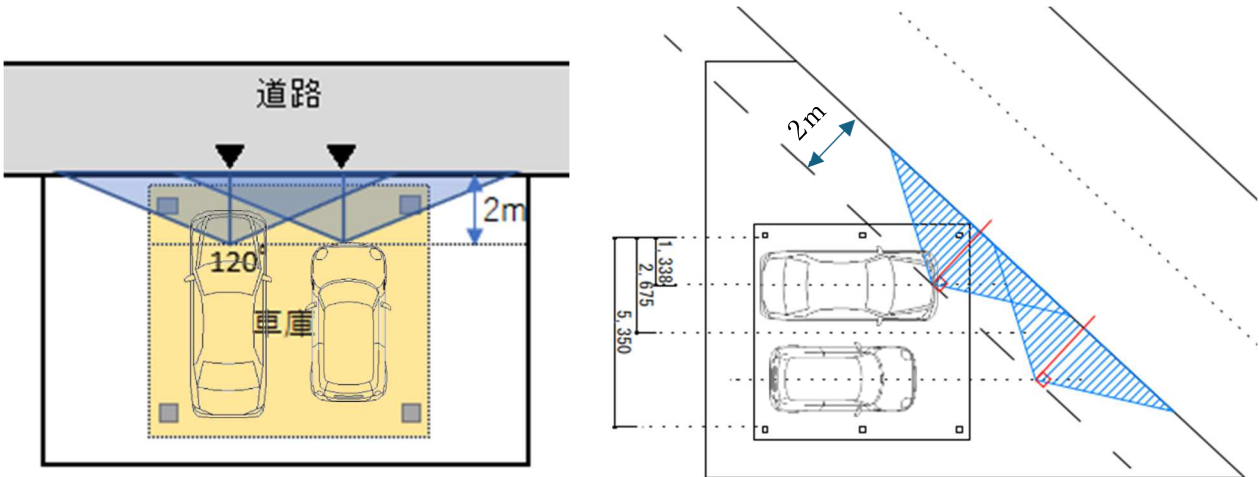
改 正 後	現 行
<u>自動車車庫</u>（消防の用に供する<u>自動車車庫、一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを除く。）に附属する自動車車庫および</u>床面積の合計が50平方メートル以下の<u>自動車車庫</u>を除く。）および<u>自動車修理工場</u>の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 （1）幅員6メートル未満の道路 （2）道路上に設ける電車停留所、引返し場、安全地帯、横断歩道もしくは橋詰めまたは踏切から10メートル以内の道路 （3）道路の交差点または曲がり角から5メートル以内の道路 （4）小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から20メートル以内の道路 <u>2 前項に規定する敷地に、当該敷地に設けようとする自動車の出入口が面する道路との境界線に沿い、当該道路の幅員と合わせた幅が6メートル以上となる空地を設けた場合においては、同項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u>	<u>自動車の車庫</u>（消防の用に供する<u>自動車の車庫および</u>床面積の合計が50平方メートル以下の<u>自動車の車庫</u>を除く。）および<u>修理工場</u>の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 （1）幅員6メートル未満の道路 （2）道路上に設ける電車停留所、引返し場、安全地帯、横断歩道もしくは橋詰めまたは踏切から10メートル以内の道路 （3）道路の交差点または曲がり角から5メートル以内の道路 （4）小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から20メートル以内の道路

NO	質 問	回 答
1	一戸建ての住宅の附属車庫であればすべて緩和対象か	一戸建ての住宅の附属建築物とみなすことができる車庫はすべて緩和対象とする。ただし兼用住宅に附属するものは緩和対象外とする。
2	第 2 項の空地は接道部分全長にわたり必要とするのか	原則全面とする。 ただし、既存建築物（本条例改正時に着工している建築物）が存することにより、必要な空地を確保することが困難な場合は、車路（車両の出入口）の両端からそれぞれ 5m 以上の範囲（5m 未満で隣地境界線に達する場合は、当該隣地境界線まで）について空地を確保することで、第 2 項を適用できるものとする。 この場合においても、上記の空地に新たに建築物を建築することはできないものとする。 第 2 項の適用を受ける場合は、当該空地および車路について図面に明示を求めるものとする。  The diagram illustrates the required clearance for a car path (車路) adjacent to an existing building (既存建築物). A horizontal line represents the road (道路). A vertical line indicates the building's boundary. A car path (車路) is shown to the left of the building. A dimension line above the car path indicates a 5m clearance from the building boundary to the road. A vertical dimension line on the left indicates the car path is 6m wide. The car path is labeled '車路' and the building is labeled '既存建築物'.
3	車路とはどの部分か	車庫の間口幅を基本とするが、塀や生垣等物理的に自動車の出入口の幅が制約を受ける場合は、車両が通行可能な部分とする。
4	空地にフェンス、花壇等がある場合でも緩和可能か	車両の行き来ができない工作物や高低差がある場合は不可とする。 ただし、道路境界線の両端の隣地境界に沿って設置する塀等については、緩和可能とする。
5	空地には舗装が必要か	車両の行き来ができる状態であれば、表層材料は問わない。
6	空地に車両を駐停車してよいか	一時的な停車は許容されるが、車両の駐車、物品等を日常的に置くことは不可とする。
7	2 項道路に対して空地を設ける場合の幅員のどのように算定するのか	敷地の反対側のみなし境界線から 6m 確保するものとする。

(前面空地)

第 10 条

改 正 後	現 行
<u>自動車車庫</u> および <u>自動車修理工場</u> の自動車の出入口の前面には、奥行 1 メートル以上の空地（前条第 2 項に規定する場合にあっては、同項の空地と合算して奥行 1 メートル以上となる空地）を設けなければならない。ただし、当該自動車の出入口の構造が、当該自動車の出入口の敷地と当該自動車の出入口が面する道路との境界線から 2 メートル後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものである場合は、この限りでない。	<u>自動車の車庫</u> および <u>修理工場</u> の自動車の出入口の前面には、奥行 1 メートル以上の空地を設けなければならない。

NO	質 問	回 答
1	ただし書きの緩和規定は具体的にどのような場合か	下図の青斜線エリアにおいて通行人の存在を確認できる場合をいう。 
2	見通しを確保するエリア（No.1 青エリア）が隣地に至る場合は緩和可能か	質問 3 の回答のような場合を除き、見通しを確保するエリアが隣地に至る場合は緩和不可とする。

3	隣地が公園、水面、赤道、青道等で公的な管理に属するものであれば、十分な見通しがあると考えてよいか	フェンス等見通しが遮られるものがない（今後も設置の見込みがない）ことが前提であるが、公的管理部分については、当該部分も含めて見通しが確保できればよいと考える。
4	自動車の車路とはどのような部分か	第9条における車路と同じ。 なお、緩和規定を適用する場合は、車路および視認性を確保するエリアを図面に明示すること。
5	車路の中心とはどのように想定するのか	基本的な考え方としては、以下によるものとする。 ・（下記以外の場合）車庫出入口の柱または壁の内法寸法（間口）の合計を車路幅の合計とする。 ・（擁壁や生垣等で自動車の出入口の幅が制約を受ける場合）当該出入口の幅を車路幅の合計とする。 ・車路数は車路幅の合計に応じて設定する。（～4m：1か所、4～6.5m：2か所、6.5～9m：3か所・・・） ・車路幅の合計を車路数で割り、車路ごとの中心線を設定する。 ・各車路の中心線において道路境界線から2m後退した地点からの見通しを確保するものとする。
6	9条の空地と10条の空地を兼ねることができるか	兼ねることは可能とする。

（上階を有する車庫等の構造）

第 11 条

改 正 後	現 行
削除	その用途に供する部分の床面積が 1 0 0 平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が 1 0 0 平方メートルを超えるものまたは直上に 2 以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。

（他の用途部分との区画）

第 12 条

改 正 後	現 行
削除	前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で区画しなければならない。